

令和5年6月1日  
航空局総務課

## ビジネスジェットを利用する高付加価値旅行者 の誘客促進を目指します！

～ 観光目的の外国籍ビジネスジェットの運航許可に関する申請期限短縮について ～

国土交通省では、高付加価値旅行者（いわゆる富裕層）の誘客促進のため、観光目的の外国籍ビジネスジェット（プライベートジェット）の運航の許可に関する航空局への申請期限について「10日前まで」から「3日前まで」に短縮し、受入環境整備の取組を進めます。

- 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）において、外国籍ビジネスジェットが本邦内に飛行する場合等における許可の申請期限について定めているところ、国土交通大臣がその事情を考慮してやむを得ないと認めるときは、所定の期限を超えても申請できることとされています。
- 今般、ビジネスジェットの利用環境の改善を図り、高付加価値旅行者の誘客を促進するため、観光目的の外国籍ビジネスジェットに係る航空局への許可の申請期限について、所定の期限を超えても申請できるよう、制度の改正を行います。

（観光目的の外国籍ビジネスジェットに関する申請期限の主な特例措置の概要）

- 海外から日本へ旅客を有償運送するための申請  
（現状）10日前まで → （改正後）3日前まで
- 指定空港（※）以外の空港において離着陸するための申請（チャーター機・自家用機いずれも必要）  
（現状）10日前まで → （改正後）3日前まで

※ 指定空港：外国籍の航空機の運航に際し、国土交通大臣の個別の許可を要しない空港（36空港）

（施行日）

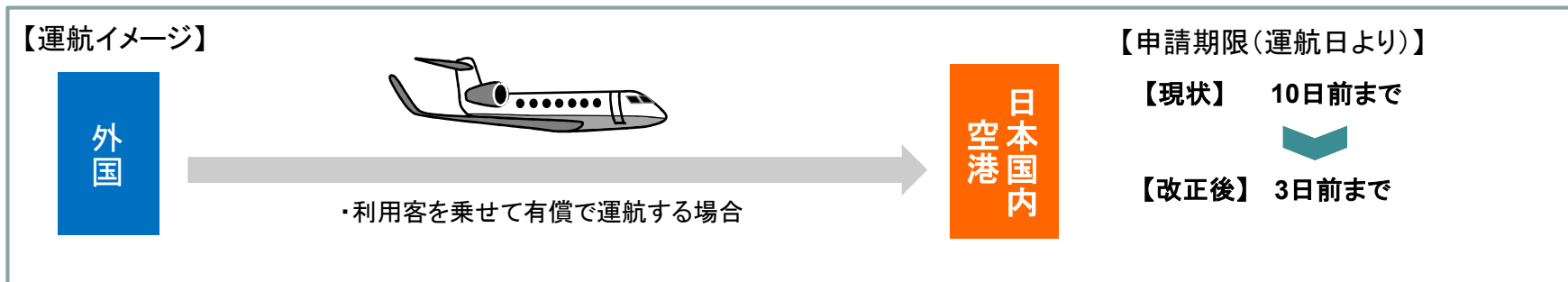
令和5年6月1日（木）

### 【お問い合わせ先】

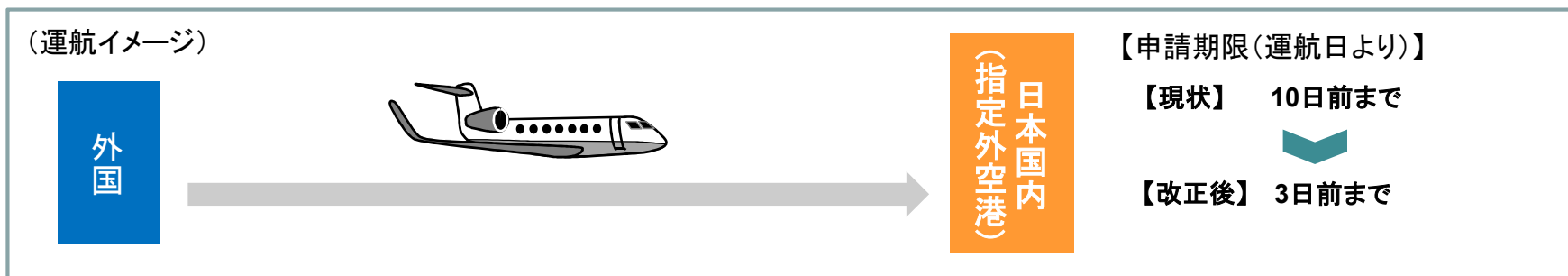
航空局 総務課企画室 浅井、渡邊、芳賀

TEL：03-5253-8111（内線48156、48192、48194）、03-5253-8695（直通）

① 海外から日本へ旅客を有償運送するための申請



② 指定空港以外の空港において離着陸するための申請



※上記の運航イメージは、代表的な例を示しており、全てのケースを示しているわけではない。

	① 指定空港における手続	② 指定空港以外における手続
<p>有償運航の許可</p> <p>※事業用機により有償で運航する場合など</p>	必要	必要
<p>無償運航の許可</p> <p>※企業等や個人が所有する機体で運航する場合や事業用機でも利用者を乗せないで運航する場合など</p>	不要	必要